

「上場有価証券等書面」＜別紙①「手数料等のご案内」＞新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行		変更案				
1. 株式の委託手数料		1. 株式の委託手数料				
一律	約定代金の 1.05%	1日の全銘柄の約定代金の合計額	書面の電磁的交付不同意のお客様	書面の電磁的交付同意のお客様		
注1) <u>上記金額は、消費税込みとなっております。</u>		買付	200万円以下の部分 200万円超の部分	2.5%	コールセンター	インターネット
注2) <u>約定代金の1.05%に相当する額が、525円に満たない場合の委託手数料は、525円(消費税込み)といたします。</u>					2.0%	0.18%
		売付	一律	無料		
		注1) <u>上記表より算出された委託手数料に別途5%の消費税がかかります。</u>				
		注2) <u>上記の表にかかわらず、最低委託手数料は、書面の電磁的交付不同意のお客様の場合2,625円(消費税込み、以下同じ)、書面の電磁的交付同意のお客様がコールセンターからお取引された場合2,100円、書面の電磁的交付同意のお客様がインターネットにてお取引された場合210円となります。</u>				
3. 株券の入出庫手数料		3. 株券の入出庫手数料				
(「表」は省略)		(「表」は現行どおり)				
注2) <u>出庫手数料が、1,050円に満たない場合は、1,050円(消費税込み)といたします。</u>		注2) <u>1単元未満の振替は1単元分の振替手数料をいただきます。</u>				
注4) <u>振替入庫、振替出庫ともに、一般口座から一般口座への振替のみで、特定口座への振替はおこないません。</u>		5. 振替手数料				
(新規)		保護預りから代用への振替		無料		
		代用から保護預りへの振替				
5. 各種証明書交付手数料		6. 各種証明書交付手数料				
顧客勘定元帳の写し	1年毎に 1,050円	顧客勘定元帳の写し		1年分毎に 1,050円		
取引証明書	1通毎に 1,050円	取引証明書(売買証明書、預り証明書、取得証明書)		1通毎に 1,050円		
残高証明書		残高証明書				
その他の証明書		その他の証明書等				
		注2) <u>交付手数料は、証明書交付毎にいただきます。</u>				

以上

「上場有価証券等書面」＜別紙②「当社が取扱う上場有価証券の内容および方法について」＞新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行	変更案
<p>1. 取扱<u>う</u>銘柄 東京証券取引所第1部・第2部・マザーズ市場、大阪証券取引所第1部・第2部・ヘラクレス市場、<u>およびジャスダック証券取引所</u>ジャスダック・NEO（ネオ）市場に上場する国内株式<u>のみ</u>取扱います。</p> <p>2. 取引の種類 現物（<u>普通</u>）取引の売付け<u>のみ</u>取扱います。 現物（<u>普通</u>）取引の買付け、信用取引（<u>売付け・買付けとも</u>）等は取扱いません</p> <p>3. 数量の範囲 <u>注文数量は、保護預りの範囲内とし、銘柄・数量単位の注文が可能です。</u> なお、証券取引所等が設定した一定数量を超える注文は発注できません。 また、単元未満株式は発注できないこととします。</p> <p>9. 注文の取消 注文の取消しは、注文の受付時間内は可能です。</p> <p>11. 単元未満株の買取請求手続き <u>単元未満株の買取請求は、保護預り証券のみ取扱います。</u></p>	<p>1. 取扱銘柄 東京証券取引所第1部・第2部・マザーズ市場<u>および</u>大阪証券取引所第1部・第2部・ヘラクレス・<u>ジャスダック</u>・NEO（ネオ）市場に上場する国内株式、<u>上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を取扱います。</u><u>ただし、当社が別に定める銘柄を除きます。</u></p> <p>2. 取引の種類 現物（<u>ETF, REITを含む</u>）取引の<u>買付け、売付け</u>を取扱います。 信用取引等は取扱いません</p> <p>3. 数量の範囲 <u>買付注文の数量については、当社が定める数量または金額の範囲内とし、その計算については、当社が定める方法により行うものとします。</u> <u>売付注文の数量については、お客様から保護預りしている数量およびお客様の代用有価証券の数量の範囲内とし、銘柄・数量単位の注文が可能です。</u> なお、証券取引所等が設定した一定数量を超える注文は発注できません。 また、単元未満株式は発注できないこととします。</p> <p>9. 注文の取消 <u>未約定</u>注文の取消しは、注文の受付時間内は可能です。</p> <p>11. 単元未満株の買取請求手続き <u>ご依頼があるときは単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。一般口座でお預りしている単元未満株式は分割して買取請求を行うことができますが、特定口座の場合は一括での買取請求のみとなります。</u></p>

以上